

広島県告示第千百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和二年十一月十九日までの間、縦覧に供する。

令和二年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

高屋河戸線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市高屋町高屋堀四三二九番一〇二地先 から 東広島市高屋町高屋堀四三二九番一地先まで			二・五〇 八・五〇	四〇・〇〇	
			二一・五〇 二二・〇〇	四〇・〇〇	拡幅